

○厚生労働省告示第百八号

放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和三十六年厚生省令第四号）第二条第六項第一号の規定に基づき、放射性物質等の運搬に関する基準（平成十七年厚生労働省告示第四百九十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第一中

86	^{222}Rn	0.004
----	-------------------	-------

を

86	^{222}Rn	0.004
88	^{223}Ra	0.007

に改める。